

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第三号の政令で定める卵として、オオメダイチドリ等の卵を追加等すること。  
（第二条関係）

二 法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、オオメダイチドリ等を追加等すること。

（別表第二関係）

三 この政令は、平成二十八年十月一日から施行すること。